

## 別表 2

### 認証マーク使用マニュアル

#### 第 1 目的

本マニュアルは、国産ジビエ認証制度の第17に規定する認証マークの使用に関し必要な事項を定め、もって認証マークの適正な使用及び国産ジビエ認証制度の周知に寄与することを目的とする。

#### 第 2 商標権

認証マークに関する商標権は、農林水産省農村振興局長が所有する。認証マークの使用を希望する者は、申請を行い、使用についての許諾を受けなければならない。

#### 第 3 認証マークの使用

認証マークは、次の場合に限り使用できるものとする。

(1) 次の製品（包装資材、梱包資材を含む）に貼り付け又は印刷して使用する場合

ア 認証を受けた食肉処理施設で生産されたシカ肉及びイノシシ肉製品

イ 認証を受けた食肉処理施設で生産されたシカ肉及びイノシシ肉を使用した加工食品

(2) (1) を販売促進するための資材（認証事業者の名刺、看板、パネル、ウェブサイト、パンフレット等）に表示する場合

ただし、当該認証に関係のない者が認証マークを名刺に使用することはできない。

(3) その他委員会が認める場合

#### 第 4 使用許諾の申請

使用許諾の申請を行おうとする者は、認証マーク使用許諾申請書（様式 1）を認証機関に提出し、認証マーク使用許諾書（様式 2）を認証機関から受け取らなければならない。

許諾事項について変更を行おうとする者は、認証マーク使用許諾変更申請書（様式 3）を認証機関に提出し、認証マーク使用変更許諾書（様式 4）を認証機関から受け取らなければならない。

## 第5 認証マークの仕様等

認証マークの仕様等は別記によるものとする。ただし、容器又は包装等の形状等により、これによりがたい場合は、認証機関と協議をするものとする。

## 第6 誤認の防止

第4により認証マークの使用許諾を受けた者は、消費者に誤認させるような方法で認証マークを表示してはならない。

## 第7 使用に関する記録

第4により認証マークの使用許諾を受けた者は、認証マークの使用状況を把握する書類を備えなければならない。また、認証マークの使用状況を把握する書類を認証機関から求められた場合は、提出しなければならない。

## 第8 認証マークの使用中止

認証機関は、認証マークの使用許諾を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認証マークの使用中止を命ずる。

- (1) 国産ジビエ認証制度の規定により認証が取り消されたとき
- (2) 第4の許諾事項以外に使用したとき
- (3) 第6に違反したとき
- (4) 第7の認証マークの使用状況を把握する書類の提出を正当な理由なく拒んだとき

## 第9 不正使用への対応

認証マークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が速やかに対処する責任を負うこととする。